

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案（議第 162 号）
滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（議第 161 号）

改正の理由

- 1 人事委員会勧告を踏まえ、期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する。
- 2 知事等の特別職について、期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

- 1 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
※一般職の任期付職員および一般職の任期付研究員についても下記に準じて改定
 - ・一般職の期末手当の支給月数を 0.05 月分引下げ【令和 2 年 12 月支給分から改定】
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
 - ・特別職の期末手当の支給月数を 0.05 月分引下げ【令和 2 年 12 月支給分から改定】

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和2年10月26日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）に引き下げることとします。（第1条の規定による改正後の第20条、第34条および第37条関係）
- (2) 令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き下げ、12月期の支給割合を100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き上げることとします。（第2条の規定による改正後の第20条、第34条および第37条関係）
- (3) 任期付職員および任期付研究員の令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の165に引き下げることとします。（第3条の規定による改正後の第8条および第5条の規定による改正後の第6条関係）
- (4) 任期付職員および任期付研究員の令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとします。（第4条の規定による改正後の第8条および第6条の規定による改正後の第6条関係）
- (5) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)および(4)は、令和3年4月1日から施行することとします。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(職員の期末手当)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第20条の2から第33条まで 省略</p>	<p>(職員の期末手当)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第20条の2から第33条まで 省略</p>

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の130(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職	100分の130

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職	100分の125

	員」という。)にあつては、 100分の110)	
第20条第5項	各給料表	第34条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第3項
	同項に規定する合計額	同項の規定により算定された額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該算定された額
	額（人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）	額

	員」という。)にあつては、 100分の105)	
第20条第5項	各給料表	第34条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第3項
	同項に規定する合計額	同項の規定により算定された額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該算定された額
	額（人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）	額

3 省略

第35条から第36条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の130(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2	100分の130

3 省略

第35条から第36条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2	100分の125

	項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 100分の110)	
第20条第4項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれら
第20条第5項	額（人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）	額
以下省略		

	項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 100分の105)	
第20条第4項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれら
第20条第5項	額（人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）	額
以下省略		

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>(職員の期末手当)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第20条の2から第33条まで 省略</p>	<p>(職員の期末手当)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第20条の2から第33条まで 省略</p>

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹	100分の125

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条(第3項および第4項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹	100分の127.5

	部職員」という。)にあつては、100分の105)	
第20条第5項	各給料表	第34条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第3項
	同項に規定する合計額	同項の規定により算定された額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該算定された額
	額(人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)	額

3 省略

	部職員」という。)にあつては、100分の107.5)	
第20条第5項	各給料表	第34条第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表
	前項	同条第3項
	同項に規定する合計額	同項の規定により算定された額
	給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額	当該算定された額
	額(人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)	額

3 省略

第35条から第36条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹	100分の125

第35条から第36条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第20条第1項	第26条第7項	第40条第4項において読み替えて準用する第26条第7項
第20条第2項	100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹	100分の127.5

	部職員」という。)にあつては、 <u>100分の105</u>)	
第20条第4項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれら
第20条第5項	額 (人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)	額
以下省略		

	部職員」という。)にあつては、 <u>100分の107.5</u>)	
第20条第4項	給料および扶養手当の月額ならびにこれら	給料の月額およびこれら
第20条第5項	額 (人事委員会規則で定める管理または監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)	額
以下省略		

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p>	<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p>

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

以下 省略

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

以下 省略

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p>	<p>第1条から第7条まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p>

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

以下 省略

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

以下 省略

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 令和2年12月期の期末手当について、支給割合を100分の165に引き下げることとします。（第1条による改正後の第2条関係）
- (2) 令和3年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとします。（第2条による改正後の第2条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は、令和3年4月1日から施行することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下省略</p>

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条 省略 （知事等の給与）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>以下省略</p>